

## 平成27年 第16回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成27年12月24日（木） 午前10時00分

2 場 所 北上市市民交流プラザ

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則

薄 衣 景 子

高 橋 きぬ代

照 井 渉

5 説明のため出席した職員

### 【 教 育 部 】

教 育 部 長 阿 部 裕 子

総 務 課 長 菅 野 和 之

学校教育課長 高 橋 邦 尚

子育て支援課長 斉 藤 昌 彦

文化財課長 高 橋 文 明

学校給食センター所長 千 田 研 洋

鬼の館館長 高 橋 博

中央図書館長 小 原 金 則

### 【まちづくり部】

まちづくり部長 佐 藤 秀 城

まちづくり部参事 照 井 啓 治

生涯学習文化課長 八重樫 信 治

スポーツ推進課長 小 原 善 浩

国体推進課長 及 川 健 二

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議5件が原案のとおり可決、承認された。

議案第31号 平成28年度北上市立学校教職員定期人事異動方針について

- 協議第32号 北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則について
- 協議第33号 北上市助産施設入所措置規則の一部を改正する規則について
- 協議第34号 北上市母子生活支援施設入所措置規則の一部を改正する規則について
- 協議第35号 北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則について
- 協議第36号 北上市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時02分)

- 教 育 長        それでは、ただいまから平成27年第16回北上市教育委員会定例会を開催いたします。
- ただいまの出席者は4名であります。
- 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。
- 日程第1 会期の決定を行います。
- 今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 教 育 長        異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。
- 次に、日程第2 教育長事務報告に入ります。
- 資料は、定例会日程の次のページを御覧ください。
- それでは、教育長事務報告を行います。
- 今定例会では、11月24日(火)北上市と社会福祉法人北上市社会福祉協議会との懇談会についてと、12月3日から17日まで開催された第208回北上市議会12月通常会議についてを報告いたします。
- 最初に、11月24日(火)北上市と社会福祉法人北上市社会福祉協議会との懇談会では、これからの「介護等高齢者福祉制度のあり方」についてと貧困問題に関わる課題として、「暮らしの自立支援センター事業と学習支援事業」について、現状と今後の取り組みを意見交換いたしました。

社会問題となっている貧困の連鎖を食い止めるためにも、全ての児童生徒にしっかりとした学力をつけさせ、将来の自立した職業につけるよう支援していかねばなりません。また、小中学校や高校段階での不登校や登校不安をできるだけゼロに近づけられるよう、学校教育の取り組みを強化していかねばならないと感じました。なお、中学校までの「不登校」や「登校不安」であった生徒の中学校卒業後の状況について把握し切れていないのが現状であり、高校生以上の市民に対する公的な支援や地域社会での見守り支援など、今後の課題と感じました。

また、昨年度調査ではありますが、北上市の場合、生活保護家庭や準要保護家庭であった中学生の高校進学状況をみますと100%の高校進学ではありました。しかし、経済的に苦しい中で高校進学した生徒の進学後の状況について、登校不安や不登校生徒の状況と同様に、把握し切れていないのが現状であります。今後は、高校側との情報共有など喫緊の課題だと感じました。

また、小中学生を対象とした「学習塾等学校教育以外の場における学習支援が受けられていない児童生徒への「学習支援事業」についてですが、今年の夏休み期間を利用して、北上市内では初めて実施された事業内容が紹介され、今度の冬休み期間中にも実施したい旨報告がありました。12月4日（金）に行われました第5回市内小中学校校長会議においても社会福祉協議会から事業が説明されました。今度の冬休み期間中では、常盤台の総合福祉センター、駅前の生涯学習センターそして和賀地区総合福祉センターを会場に、延べ7回学習会等実施の予定で学校を通じて個別の生徒に対して「事業紹介」していただくことになりました。

次に、市議会について御報告いたしますが、今議会で年度1回のいわゆる通年議会が採用されることが議決されました。この通年議会制度を採用するに当たりまして、年4回に「定例会」として開催していた会議を、今回から「通常会議」と称することになりました。

それでは、12月3日から17日まで開催された第208回北上市議会12月通常会議について、その概要を御報告いたします。

初日の本会議では、本年9月に開催された市議会定例会以降の主な行政活動について、市長から報告された後、九年橋歩道工事の変更契約、自動車事故の損害賠償など8件の専決処分

報告がありました。

そして、いわゆるマイナンバーの利用対象となる市の事務を定める「北上市行政手続における個人番号の利用等条例」や、農業委員会制度改革に伴い、新たな制度により市長が任命する農業委員の定数を定める「北上市農業委員会の委員等定数条例」など合わせて9件の条例案が提案され、3件の請願と合わせて、それぞれの常任委員会に審議が付託されました。

このほか、一般会計など9件の補正予算のほか、市道路線の認定と、16地区の交流センターや、黒沢尻体育館等の体育施設、樺山歴史の広場などの24件の指定管理者の指定についての議案は、17日の最終本会議に質疑、討論、採決をすることとなりました。

次に、12月8日から10日までに行われた一般質問では、12人の議員から通告があり、教育委員会に関わっては9人から質問がありました。その内容につきましては、後ほど改めて御報告いたします。

そして、最終日の17日に行われた本会議では、常任委員会に審議が付託されていた条例案について委員長から報告があり、いわゆるマイナンバーに関する条例と農業委員会の条例については、反対意見の発言がありましたが、原案どおりすべて可決されました。

また、「一般会計補正予算」などの議案についてもすべて可決されました。

なお、補正予算のうち、教育委員会に関わる主なものでありますが、新しい子育て支援制度による小規模保育事業への給付として地域型給付等負担金に4,320万7千円、全国高等学校ラグビーフットボール大会に黒沢尻工業高校が出場する補助金として500万円をそれぞれ計上しております。

また、市道路線の認定、指定管理者の指定の議案についても、すべて可決されました。

このほか、請願を受けていた趣旨に沿って、「安全保障関連法案の強行採決に抗議し同法の廃止を求める意見書」と「TPP交渉結果の情報開示及び必要施策の構築を求める意見書」の2件の議案が議員の発議により提出され、いずれも可決されました。

なお、TPP交渉の大筋合意についての対応を国に求める請願につきましては、合意結果の詳細がまだ明らかにされてい

いことから、継続審議となりました。

以上で事務報告を終わります。

教 育 長           ただいまの報告について、御質問がございましたならばお願い  
いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長           それでは日程第3 議事に入ります。

初めに、議案第31号 平成28年度北上市立学校教職員定期人  
事異動方針について、議案の朗読を省略して直ちに提案理由の  
説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長       ただいま上程になりました議案第31号平成28年度北上市立学  
校教職員定期人事異動方針について、提案の理由を申し上げます。  
平成28年度の定期人事異動を行うにあたり、教職員の適正  
配置により人事の刷新を図り、北上市の学校教育の一層の活性  
化と充実向上を期すため、人事異動方針を定めようとするもの  
であります。具体的には、この基本方針に基づいて、各学校の  
実態を十分に勘案しながら、中部教育事務所と協議、連携を図  
り、適正な配置換えを行おうとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い  
申し上げます。

教 育 長           ただいま提案されました議案第31号について、御質問等があ  
りましたならばお願いいたします。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時15分）

教 育 長           御質問等がありましたならばどうぞお願いいたします。

照井渉委員       これは方針で規則ではないので、強制力は無いという事なの  
でしょうか

学校教育課長       県から異動の方針が示されています。例えば、学校に3年以

上勤務している人は移動対象です。初任者でも3年、普通であれば6年、また北上・西和賀地区に18年いた人は管外に異動しなければならないとか、それからDENといって県北や沿岸に勤務していた人は必ずそちらに最低5年勤めなさいとかという方針がありますので、それに沿って行っています。方針という曖昧さが若干あるかと思いますが御理解をいただきたいと思います。

教 育 長 補足いたしますが、県費負担教職員が各小中学校へ配置されています。県費負担教職員ですから、県の人事異動方針が示されて、それを各市町村へ配属されている教職員の人事異動についても適用するという異動の方針ですから、県内全部一緒ということになります。

高橋きぬ代委員 県の方針を受けてということですから、県の方針についてお伺いしますが、閉校統合等でかなりの職員減に定数になっているかと思いますが、国の方針もあるとは思いますが、そういった方々、自然減もあるとは思いますが、先生方の特別支援を厚くとかそれぞれ問題を抱えた生徒指導上の問題が各学校に沢山ありますので、そういったところに何らかの形で増員していくとかというような方針というのは県の方であるのでしょうか。

学校教育課長 過配が増えると新聞に載っていましたが、本県分は未定であるということでした。過配については、1月から2月にかけて県の担当者が文部科学省へ折衝しますが、今まで岩手県へは復興過配で沿岸部へ厚めに入っていましたが、減らされる方針とのことでした。北上にはあまり影響は無いのですが、北上にも復興過配は何人か配置になっています。黒沢尻東小学校には被災地からの子どもたちのケアが必要だということで、養護教諭が2名入っています。過配の要望は教育事務所に出していますが、年々過配は減らされております。北上市だけで考えれば1～2名のところですが、要望を出して協議を進めているところです。

教 育 長 その他、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長           では、議案第31号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長           御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第4 協議に入ります。

協議は5件ありますが、1件第32号については、1件のみ協議をさせていただきます。のちの4件につきましては一括でということにしたいと思います。

それでは、協議第32号 北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則について を協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
総務課長

総 務 課 長           ただいま上程になりました協議第32号北上市教育施設設備整備基金規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

旧江釣子村で整備した学校林について、北上市教育施設設備整備基金において管理するため、基金に属する財産に追加するとともに、財産の内訳を示す別表を条例で掲げる財産の種類に応じて区分し、整理しようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時28分）

高橋きぬ代委員       今年も売れていくらか収入があったということですが、今後このような形で少しずつ売れて増えていく見通しですか。

総 務 課 長           ほとんど随時売りに出しているような感じで、ここ何十年、三十年以上経っていますが、ただその通りなかなか買い手が見つからないというのが現状です。

高橋きぬ代委員 2,700万というお金は大きいので、いつ、どこで使うということはなかなか難しいと思いますが、考えていらっしゃると思いますが、是非有効活用していただくよう希望いたします。

教 育 長 御意見・要望でした。  
それではその他御質問ございませんか。  
それでは、協議第32号について、原案のとおりにお異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。  
次に、協議第33号から協議第36号までを一括して協議題といたします。  
協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。  
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま上程になりました協議第33号北上市助産施設入所措置規則の一部を改正する規則のほか3件について、協議理由を申し上げます。

社会保障・税番号制度の利用開始に伴い、助産施設の入所、母子生活支援施設の入所、子育て支援短期利用事業の利用及び母子家庭及び父子家庭自立支援給付金の支給の手続きについて、申請書の様式に個人番号の記載欄を追加しようとするものであります。

なお施行日は、いずれも平成28年1月1日としようとするものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第33号から36号まで合わせてですが、御質問等がありましたらお願いします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時38分)



教 育 長 御質問等がありましたならばお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 それでは、1件ずつの承認を取りたいと思います。  
ただいま提出されました協議第33号について、原案のとおり  
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。  
次に、協議第34号について、原案のとおりに御異議ございま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。  
次に、協議第35号について、原案のとおりに御異議ございま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。  
次に、協議第36号について、原案のとおりに御異議ございま  
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。  
以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)